



発行
東京都

目次

132の2

告示

○家畜伝染病予防法による消毒の実施……………
……………（産業労働局農林水産部食料安全課）…一

告示

●東京都告示第千四百九十九号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十条の規定に基づき、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒を実施すべき旨を命ずる。

令和二年十二月十四日

東京都知事 小池百合子

一 実施の目的

都内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止

二 実施する区域

都内全域の百羽以上の家きん飼養農家

三 実施の期日

令和二年十二月十五日から同月二十九日まで

四 実施方法

消石灰等の消毒薬の農場内及び農場外縁部への散布

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

